

令和2年度

水中部施工状況確認業務

特記仕様書

1. 業務概要

本業務は、関東地方整備局管内で実施する工事における水中施工部の施工状況を確認するための潜水調査を実施するものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

2. 業務場所

茨城県 茨城港港内、鹿島港港内

千葉県 千葉港港内、第二海堡

東京都 東京港港内

神奈川県 横浜港港内 川崎港港内

3. 履行期間

令和2年4月1日から、令和3年3月31日までとする。

4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	参考数量	摘要
調査準備					
計画・準備		式	1		
事前協議		式	1	1回	
実施調整		港	7		
潜水調査					
潜水調査(1)		回	8	茨城港 8回	1.0日調査/回
潜水調査(2)		回	35	鹿島港 35回	1.0日調査/回
潜水調査(3)		回	2	千葉港 2回	1.0日調査/回
潜水調査(4)		回	6	第二海堡 6回	1.0日調査/回
潜水調査(5)		回	18	東京港 18回	1.0日調査/回
潜水調査(6)		回	7	横浜港 7回	1.0日調査/回
潜水調査(7)		回	2	川崎港 2回	1.0日調査/回
成果物					
業務完成図書作成		式	1		

5. 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書の定めのない事項については、「水中部施工状況調査の手引き」(国土交通省港湾局 平成30年2月)及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 平成31年3月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2 一般事項

- (1) 調査の実施日は、調査職員から管理技術者へ事前に指示する。
また、当日の調査区域及び調査の具体的な内容についても、調査職員から管理技術者へ指示する。
- (2) 業務実施に先立ち、調査内容等について調査職員と十分な打合せを行うものとする。
- (3) 調査の実施にあたっては、各港における潜水土の工事従事状況等を把握し、潜水土を適切に配置しなければならない。
- (4) 管理技術者は、潜水土へ指示内容の徹底を図り、潜水調査に従事させなければならない。
- (5) 調査結果は、その都度調査職員に報告するとともに、水中部施工状況調査報告書を提出しなければならない。
- (6) 調査を実施する潜水土は、一級港湾潜水技士の資格を有し、かつ港湾工事の施工確認に係る研修を受講終了した者、又は、特別港湾潜水技士の資格を有した者でなければならない。

5-3 潜水調査

- (1) 別紙1に示す調査項目について調査を行うものとする。
- (2) 潜水調査は、船舶からの送気による調査を想定している。なお、送気方式を変更した場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。
- (3) 「4.業務内容」に記載している調査のほかに、羽田空港での調査を想定している。調査時期、調査項目、調査回数については決まり次第、調査職員が指示する。なお、費用については、未計上のため、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

6. 成果物

6-1 成果物

- (1) 業務完成図書の取りまとめ方法及び添付する資料については、調査職員と協議しなければならない。

6-2 業務完成図書

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、特記仕様書、図面、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、測定データ等全ての最終成果(以下「業務完成図書」という。)を「土木設計業務等の電子納品要領」(以下「要領」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、調査職員と協議のうえ、決定する。また、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」及び「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子等納品運用ガイドライン【業務編】」を参考にする。
- (2) 「業務完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R又はDVD-R)で2部提出しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目の電子化及びBD-Rの提出については、調査職員と協議のうえ、決定する。
- (3) 「紙」による報告書は製本1部を提出するものとする。
なお、報告書製本の体裁は、A4判とし、図面は縮小A3判折込を標準とする。
- (4) 管理写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。
- (5) 図面は、「CAD製図基準」に基づいて作成しなければならない。
また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局(港湾空港関係)の事業における電子納品等運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。
- (6) 特記仕様書及び発注図面の電子データは発注者が提供する。
- (7) 業務完成図書の提出先は下記のとおりとする。
関東地方整備局 港湾空港部 港湾整備・補償課
〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57

7. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

- (1) 鮫に対する安全対策が必要とされる場合は、調査職員と協議し適切な対策を講じなければならない。

(2) 高気圧作業安全衛生規則の一部を改正する省令(平成27年4月1日施行)に伴い、潜水作業を行う場合は、安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。

(3) 8.(1)及び調査職員の指示、調査職員との協議により、調査回数、調査項目(対象港の変更は除く。)、潜水士の旅費に係る起算点に変更が生じた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。なお、当初の潜水士の旅費に係る起算点は、各調査地点の所在市町村等と同一と想定しており計上していない。

(4) 技術提案

1) 技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。

なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

2) 技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

3) 技術提案書不履行の場合の措置

受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

4) その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

(5) 配置技術者の確認について

1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。

2) 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。

① 業務打合せ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者

② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

- 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
- 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても同様とする。
- (6) 受注者は、港湾設計・測量・調査等業務1-9 提出書類又は空港土木設計・測量・地質調査・点検業務共通仕様書第35 節業務実績データの作成・登録に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応する。
 - ①受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、テクリス上で「メール送信による提出」を選択する。
 - ②受注者は、①によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について調査職員から確認を受ける。
 - ③「登録内容確認書」については、テクリスから調査職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。
- (7) 契約内容の変更手続きについて
本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。
- (8) 設計変更等について
設計変更等については、業務契約書第18条から第25条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編1-23から1-26などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。
- (9) 打合せ・実施調整等に係る旅費については、受注者最寄駅を横浜駅と想定しているため計上していない。なお、契約後、調査職員と協議の上、受注者の最も近い本・支店の最寄駅からの旅費に契約変更するものとする。
- (10) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

以 上

別紙1

調査項目

工 種	名 称	業務内容	摘 要
基礎工	基礎捨石・捨石均し 洗掘防止マット敷設 本均し・荒均し	出来形の確認 出来形の確認 出来形の確認	鹿島港、東京港、茨城港、第二海堡 鹿島港 鹿島港、東京港、横浜港
本体工	ケーソン据付 L型ブロック据付 鋼管矢板打込み 鋼管杭打設 ジャケット据付	出来形の確認 出来形の確認 出来形の確認 出来形の確認 出来形の確認	鹿島港、茨城港、東京港 東京港 横浜港 横浜港 横浜港
被覆・根固工	被覆石・被覆均し 被覆・根固ブロック据付 袋詰捨石 遮水シート アスファルトマット 港湾築堤マット設置	出来形の確認 出来形の確認 出来形の確認 出来形の確認 出来形の確認 出来形の確認	鹿島港、茨城港 鹿島港、第二海堡 鹿島港 第二海堡 第二海堡 第二海堡
付属工	電気防食	出来形の確認	千葉港、横浜港 川崎港
消波工	消波ブロック据付	出来形の確認	鹿島港
裏込・裏埋工	防砂目地板の取付 裏込均し 吸出し防止材の敷設	出来形の確認 出来形の確認 出来形の確認	東京港 東京港 東京港